



県産材の需要と供給を一体的に創造しよう!!

謹 賀 新 年



■表紙写真 題名：インスタ映え 撮影場所：伊豆市修善寺 撮影者：藤井昭浩（松崎町）

本誌はホームページでも掲載しております。是非ご覧ください。URL：<http://www.morito hitto.jp>



INDEX

- 2** 山林協会長・知事年頭挨拶
会長：新年のご挨拶
知事：市町と県が車の両輪となった森林整備の実施に向けて
- 3** 支部だより①（東部支部）
「玉虫の里づくり」（はちくほ会）活動について
- 4** 支部だより②（富士支部）
富士山自然休養林ハイキングコース管理
- 5** 県庁だより①（生活環境課）
太陽光発電所に係る環境影響評価対象範囲の拡大
- 6** 県庁だより②（環境ふれあい課）
もうすぐ春です、桜の季節！～静岡県さくらの会の活動～
- 7** 森林・林業研究センターだより No.86
花粉症対策品種の開発
- 8** 本部情報
防災・減災対策の強化に向けた治山施設の点検調査

謹賀新年



公益社団法人 静岡県山林協会
会長 鈴木 康友

新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。

会員はじめ関係者のみなさまにおかれましては、健やかに新年を迎えられましたこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、当協会の各種事業の推進並びに運営につきまして、多大なるご協力とご支援をいただいておりますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、2019年は、森林環境譲与税（仮称）の譲与と森林経営管理法の施行による新たな森林管理システムの運用が開始される予定であり、まさに、森林・林業行政の「変革の年」となります。

特に、森林環境譲与税（仮称）は、市町に毎年安定した財源が確保される見込みであり、長期的な視点に立った森林整備、林業振興が可能となります。

また、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックまで約1年半となり、関連する施設整備が進んでいます。

新国立競技場や有明体操競技場には、県産材が使用される予定であり、選手村ビレッジプラザにおいても、静岡県をはじめ、静岡市、浜松市、小山町が、地元木材を提供することが決まっております。

これは、県産材の認知度向上や需要拡大を進める絶好のチャンスであり、業界関係者が一丸となって取り組むことが必要です。

当協会につきましても、県民の利益増進のため「森林の保全」、「山村及び林業の振興」、「森林整備の担い手の育成」に関する事業の充実に取り組んでいきますので、本年も会員みなさま方の変わらぬご支援ご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

結びにあたり、会員みなさまの益々のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

平成31年 元旦



静岡県知事
川勝 平太

市町と県が車の両輪となった森林整備の実施に向けて

明けましておめでとうございます。

皆様には、健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。また、日頃、県の森林・林業行政に御支援と御協力を賜り感謝申し上げます。

先人が大切に守り育ててきた本県の森林は、その多くが利用期を迎えております。県ではこの恵まれた森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図るため、平成30年度から「ふじのくに林業成長産業化プロジェクト」を立ち上げ、低コスト主伐・再造林システムの構築等による県産材の安定供給体制の確立や、民間非住宅分野での木造・木質化の促進等による県産材製品の需要拡大に取り組んでおります。

一方近年、豪雨や地震による災害が全国で頻発しており、本県でも昨年10月の台風24号により大きな被害が発生しました。これらの災害に対しましては、治山事業による山地災害の予防・復旧や、津波防御の一翼を担う「ふじのくに森の防潮堤づくり」、荒廃森林の再生を図る「森の力再生事業」などを着実に実施し、県民の皆様の安心・安全な暮らしを実現してまいります。

また、今年創設される森林環境税と森林環境譲与税（いずれも仮称）及び4月に施行される森林経営管理法に基づく新たな森林経営管理制度により、市町は地域の実情に応じた森林整備とその促進を図ることが可能となります。県といたしましては、市町の実施体制の確立に向けた支援などを行うとともに、役割分担を明確にしながら、市町と協力・連携して効果的に森林整備等を進めてまいります。

県内の森林整備等を円滑に実施していくためには、貴協会のお力添えが欠かせません。本県林業の活性化のため、今後とも一層の御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げます。年頭の御挨拶といたします。

平成31年 元旦

支部 だより①

「玉虫の里づくり」(はちくぼ会) 活動について

伊豆市 農林水産課



▲鉢窪山 遠景

伊豆の景勝地「浄蓮の滝」の周辺地区で農業・森林整備・有害駆除・観光整備に取り組む地域活動について紹介していただきました。

はじめに

「玉虫の里づくり」活動が行われている伊豆市湯ヶ島の茅野地区は、伊豆半島のほぼ中央に位置し、天城連山や鉢窪山(はちくぼやま)などの深い自然に囲まれ、「浄蓮の滝」や「八丁池」、狩野川の源流「滑沢(なめさわ)溪谷」、世界農業遺産にも認定された「わさび田」など、富士箱根伊豆国立公園や伊豆半島ジオパークに指定される自然環境豊かな地域で、麓の集落には「茅野の棚田」が広がる水と緑に囲まれた地域で、「ふじのくに美しく品格のある邑」にも選定されています。

はちくぼ会

茅野地区では、従来の旧天城トンネルや天城街道、昭和の森、浄蓮の滝などの天城地域内にある自然遺産の保全管理を行う一方、集落内の農地「茅野の棚田」を保全するため、平成25年に有志15名で「はちくぼ会」を組織し、棚田保全活動や黒米や大豆などの栽培を行うようになりました。また、シカやイノシシの食害から農作物を守るため、農地の周囲にワイヤーメッシュ柵を設置し、有害鳥獣からの被害を防ぎ、東部農林事務所の囲いわなの実証実験にも協力して、おりまでの誘引作業を行い、相当数の個体の捕獲に成功しました。

玉虫の里づくり

はちくぼ会では、地元のライオンズクラブからの提案で、玉虫が好む榎の植栽を依頼され、浄蓮の滝から

鉢窪山までのルートに苗木の植栽を行い、管理していくことになりました。

活動当初は、植栽したばかりの苗木がシカの食害に遭ったため、何度も植栽し直し、シカ除けの柵の設置や周囲の伐採などを行っていましたが、榎を玉虫が寄って来るような大きさに育てるには相当な時間がかかるため、その間に周囲の雑木を伐採しながら山桜や樺などを植栽して、地域の山林整備を行ってきました。



▲植栽作業



▲伐採作業

事業を継続していくために、地域の若者で組織する「茅野塾」のメンバーや、整備している箇所が地区の所有する山林であったため、はちくぼ会を中心に地域全体で作業を行っていくことになりました。その活動

費用は、山林協会の支部地域活動の支援を受けながら賄っています。山桜などの苗木については、県グリーンバンクの配布事業を活用しています。また、地域内には静岡大学のセミナーハウスがあり、進入路が荒れていたため整備をしたところ、先日行われた地域の収穫祭に大学の教授も訪れ、来年度以降の活動についてサポートしてもらえることになりました。茅野塾のメンバーも少なくなり、地域の高齢化も進む中、若い力が加わることになり、活動継続に希望の光が刺し込んできました。

そして、榎を植栽しながら山林整備の活動を始めて6年目の今年、地区内で玉虫の生育を確認することができました。今後、榎の成長とともに玉虫の数も増えていくものと期待が膨らみます。

今後の活動について

玉虫の生育も確認され、山桜や樺、最近ではツツジやアジサイなどの植栽も始めて、地域の農地や山林を守りながら、景観整備・観光事業にも協力していきます。

また、後は地域のシンボルである鉢窪山の周囲の整備を進め、山裾から頂上に向かって遊歩道の設置を考えています。

このように、地域にある自然を活かしながら整備活動を継続していくためには、作業の安全を第一に考えなければなりません。そのため、はちくぼ会ではグローブやチャップス等作業用防具を定期的に購入しながら事故防止に努めていきます。

支部 だより②

富士山自然休養林 ハイキングコース管理

富士市森林組合 上席主事 大島 慶之

富士山の世界文化遺産登録で増えるハイキング客に安全と美しい景観を提供する仕事について紹介していただきました。

富士市森林組合の概要

富士市森林組合は昭和55年に設立され、昨年の6月に第39回総代会を迎えました。

富士市の森林面積は12,093haであり、富士市の約半分の面積を森林が占めます。

最近の取り組みとして当組合は2018年10月に、今まで単独で取得していたSGEC森林認証をグループ認証へと拡充し、新たに富士地域で【富士山森林認証グループ】を発足しました。その結果、グループ全体のSGEC森林認証面積は2,850haへと拡大しました。



▲森林認証伝達式（2018.11.2. 富士宮市役所にて）

富士山自然休養林について

富士山自然休養林は、昭和45年に国（林野庁）の指定を受けた自然休養林です。

森林レクリエーションの場として森林浴、ハイキング、キャンプ等、自然に親しみ楽しんでいただくために設けられています。休養林の広さは1,765haで富士市・富士宮市・裾野市・御殿場市・小山町にまたがっており、遊歩道には沢山のコースがあります。

私たちの組合では13コースあるう



▲遊歩道の案内板等のチェック

ちの2コースが管理コースになっており、そのうちの1コースは標高1,460mから2,490mまで、およそ1,000mの標高差があります。

事業内容

富士山が世界文化遺産に登録される以前より、遊歩道利用者の安全を確保するため定期的に点検整備を行っております。富士山には日本固有種のフジアザミ等の希少植物が所々点在しております。その為、点検には歩行の障害となる倒木の処理も含まれますが、必要以上に植生を荒らさないよう出来るだけ最小限に処理を行う必要があります。



▲富士山6合目にて遊歩道チェック

猛威をふるった台風24号

今年の台風24号、各地で大きな被害をもたらした事はまだ記憶に新し

いと思います。市内の山林は幸いにも比較的被害が少なく済みましたが、日本一の標高を持つ富士山の樹木は例年と比較にならない程の大きな被害を受け、樹高25m近い大径木も根元から倒れているような状況でした。そのような倒木が遊歩道に倒れると、登山者は遊歩道ルートを逸脱して進む事が多く、それが原因で遭難したり貴重な植生を荒らしたりすることにもなり得るので早急に対処する必要があります。

今回は例年の倍以上の倒木が散見されたので数人の職員と2日ばかりで倒木処理を実施しました。



▲台風24号風倒木処理中



▲風倒木処理後の安全な状況

これから…

十数年前と比べると富士山の登山者数はかなり増加し、外国の方を見かけることも多くなりました。

世界には世界遺産になったことで、来訪者が増え入場規制がかけられた箇所が多くあります。私たちの富士山がそうならないよう、安全で快適な遊歩道の整備を続けていきたいと思っています。

それによって自然が保たれば世界遺産1092件のうち38件しか存在しないと言われる複合遺産（文化・自然）に登録されるのも、そう遠い未来の話じゃないのかもしれませんが。

県庁だより①

太陽光発電所に係る環境影響評価対象範囲の拡大 ～太陽光発電所の建設における環境保全の徹底～

静岡県 生活環境課

県内各地で増えている太陽光発電施設の建設計画に対する県の対応について紹介していただきました。

環境影響評価とは

道路や空港、発電所を作ること等人間が豊かな暮らしをする上で必要な事業は様々ありますが、これらの事業による重大な環境影響を防止するためには、事業を行う前に、事業の必要性や採算性だけでなく、環境保全についてもよく考える必要があります。

環境影響評価(環境アセスメント)とは、実施しようとする事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して県民の皆様、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

環境アセスメントの対象事業は、環境影響評価法(法)では道路や鉄道、発電所、廃棄物処理施設の建設など13事業種、静岡県環境影響評価条例(条例)では法で定める事業種に加え、工場等の建設や農用地の造成など合計24事業種の一定規模以上の事業と定めています。

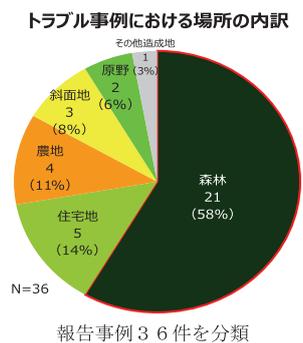
太陽光発電所の建設を巡る諸課題

太陽光発電は、発電の際に騒音や振動が発生せず、二酸化炭素等の温室効果ガスを排出しないなど環境に優しいエネルギーとして導入され、平成24(2012)年7月から開始された再生可能エネルギー固定価格買取

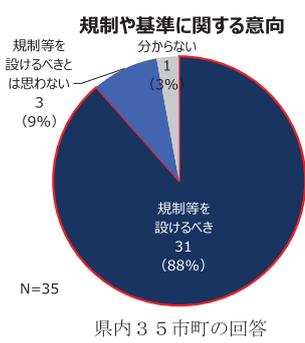
制度を契機として、導入が大幅に進みました。

一方で、太陽光発電導入のために大規模に林地が開発される事例もみられ、建設による土砂流出や濁水、生態系や景観への影響が懸念されています。

昨年3月に実施した県内市町アンケートでは、太陽光発電所に関するトラブルが発生した36件のうち半数以上の21件が森林で発生しており、多くの市町が何らかの規制や基準が必要と考えているという結果でした。



出典：太陽光発電施設に関する実態及び課題に係る市町アンケート結果(H30年3月県エネルギー政策課調査)



環境アセスメント対象範囲の拡大

太陽光発電所は、法では環境アセスメントの対象ではなく、条例では、これまで「造成面積50ha以上」の事業を環境アセスメントの対象として定めていました。

県内では、太陽光発電所を対象に環境アセスメントを実施した事例はありませんが、対象を下回る規模の

造成を伴わない事業や森林を伐採して建設する事業が増加し、環境への影響が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、県では、太陽光発電所の建設による環境影響の回避・低減を図り、本県の豊かな自然環境や生活環境、美しい景観を保全するため、太陽光発電所に係る環境アセスメントの対象事業を拡大することといたしました。環境影響評価審査会での審議や県内市町、県民の皆様の意見を踏まえて、「敷地面積50ha以上」、「森林を伐採する区域の面積20ha以上」を環境アセスメントの対象とすることとし、平成31年3月1日から適用することといたしました。

| 事業の種類 | 改正前 | | 改正後 | |
|--------|------------------|----------------------------------|--|----------------------------------|
| | 第1種事業 (アセス必須) | 第2種事業 (アセスの必要性を個別判断) 特定地域* | 第1種事業 (アセス必須) | 第2種事業 (アセスの必要性を個別判断) 特定地域* |
| 発電所の建設 | 太陽光発電所 | 規定なし | 敷地面積50ha以上又は森林を伐採する区域の面積20ha以上 | 敷地面積20ha以上50ha未満 敷地面積5ha以上 |
| 造成 | 工業団地の造成 | 施行する土地の区域(造成する土地の面積)50ha以上 | 土地の形状を変更する区域5ha以上 | 同左 |
| 備考 | ・造成を伴わないものは対象外 | | ・森林を伐採する区域を新設・敷地面積20～50haは個別判断。判断の際、市町の意向確認が可能 | |

*特定地域：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特別保護地区・自然公園法の特別地区・自然環境保全法の特別地区・静岡県立自然公園条例の特別地域・静岡県環境保全条例の特別地区

自然環境等への配慮の徹底

太陽光発電の大規模な開発計画がある中で、環境保全上の懸念が生じ、全国的に様々な問題が顕在化していることから、現在、環境省において、太陽光発電を対象とした環境アセスメントの導入について検討が進められているところです。

また、県では昨年12月に、地元との入念な事前協議や撤去を含めた適切な管理などを示した「太陽光発電設備の適正導入に向けたモデルガイドライン」を市町に提示したところであり、市町でも、景観保護や自然環境との調和を目的として太陽光発電施設設置に伴う開発行為を規制する条例の整備が進むなど、県内で太陽光発電施設の適正導入に向けた取組が進められています。

県では、本県の恵まれた日照環境という特性を生かしながら、新エネルギー導入拡大の原動力として太陽光発電の導入を図るとともに、環境アセスメント等により、太陽光発電所の建設における自然環境等への配慮を徹底してまいります。

県庁 だより②

もうすぐ春です、桜の季節！ ～静岡県さくらの会の活動～

静岡県 環境ふれあい課

県民のみなさまに春の訪れをお知らせしている「静岡県さくらの会」の取り組みを紹介いただきました。

はじめに

静岡県さくらの会は、「国花であるさくらを愛護する精神を広く県民に普及させ、その保護育成を図り、静岡県の観光と美化の推進に努めるとともに、さくらを通じて国際親善に寄与する」ことを目的とし、昭和41年3月に設立された任意団体です。

会員数は、現在、県や市町、企業団体等の60団体・個人です。

当課で事務局を担っており、年間を通じて様々な活動をしていますので、その中から幾つかを紹介します。

さくら開花情報の提供

当会では、県内の代表的な桜の名所の開花情報を平成5年から提供しており、平成19年以降は県のホームページを通じて公開しています。

毎年、カワヅザクラ等の早咲き桜の開花情報（20箇所程度）を1月上旬から3月中旬、ソメイヨシノ等のさくら開花情報（70箇所程度）を3月中旬から4月中旬まで、市町からの情報を基に提供しています。

皆様もお花見の計画を立てる際は、**静岡県さくらの会**をインターネットで検索して、チェックしてみてください。

さくら写真コンクールの開催

毎年、3月中旬～5月中旬頃を募集期間とし、県内の桜をテーマとした写真コンクールを実施しています。

平成30年度は572点の応募があり、厳正な審査の結果、最優秀賞の静岡

県知事賞等に18作品が入選しました。

平成31年度の募集要領は、静岡県さくらの会ホームページや各農林事務所、市町緑化担当課等で3月上旬から配布の予定ですので、多くの方からの御応募をお待ちしています。

なお、入賞作品はホームページでの紹介や県内各地での巡回展示により多くの方に御覧いただいています。

また、平成30年度から、さくらの会会員等に対して入賞作品のデータ提供を行う取組を始めています。



▲最優秀賞 上野裕司氏（神奈川県）
「季節はずれの雪」

さくら相談員派遣事業

桜の名所の新規整備や再整備を検討している市町や団体に対して、整備計画への技術的な助言を実施しているほか、地域の住民や観光客に親しまれている桜の名所に対して、桜

の保護育成のための現地指導を行っています。

派遣は当会会員等からの依頼に基づいて行い、相談員を委嘱している樹木医が具体的なアドバイスをお伝えしています。

この事業は、桜の名所づくりや既存の桜の管理に悩んでいる、道路や公園の管理担当の行政関係者から、好評をいただいています。



▲さくら相談員による現地指導

静岡の桜を未来に伝えよう

平成30年6月、来日していた第70代全米さくらの女王マーガレット・オメーラさんら一行による、当会会長でもある川勝平太静岡県知事への表敬訪問がありました。

この訪問は、1912年（明治45年）に当時の東京市長から米国に送られ、ワシントンD.C.ポトマック河畔とニューヨーク市ハドソン河畔に植えられた桜の苗木が、現在の静岡市清水区興津にあった国の興津農事試験場で接木育成されたものだった、というご縁によるもので、日米の桜を通じた友好に本県が深く関わっていたことを示しています。

こうした歴史ある静岡県内の桜を守り育てていく当会の活動に、これからも皆様の御理解と御協力をお願いします。



▲全米さくらの女王の表敬訪問

花粉症対策品種の開発

森林育成科 袴田 哲司

新たに開発した花粉症対策品種について紹介していただきました。

国民の約30%が発症していると言われ、大きな社会問題となっている花粉症の林業的側面からの対策として、花粉多産木の伐採、樹種転換、少花粉木の植栽などが挙げられますが、無花粉木の植栽は究極の対策と考えられています。

当センターでは、平成20年から無花粉スギの開発に着手し、これまでに造林木としての特性評価を行ってきました。その結果として選抜した優良クローンが花粉症対策品種として認定されましたので、その開発経緯や特性を紹介します。

無花粉スギの作出

富山県の試験により静岡県産スギ精英樹大井7号が無花粉の遺伝子を有することが平成17年に明らかになりました（遺伝子型Aa：Aは有花粉遺伝子、aは無花粉遺伝子、大井7号は有花粉）。そのため、国庫補助研究において平成20年3月に同じく無花粉の遺伝子を有する神奈川県産スギ精英樹中4号（Aa）との人工交配を行い、精英樹のF₁系統を作出しました。Aa×Aaの交配では、4分の1の確率で無花粉個体（aa）が得られ、残りの4分の3は有花粉



▲スギ精英樹大井7号

個体となります。そのため、幼苗段階でジベレリンにより強制着花させ、平成21年12月～平成22年1月に雄花内の花粉の有無を顕微鏡で確

認しました。これらのうち健全に育った無花粉の76個体を、平成22年4月に原木として西部農林事務所育種場の苗畑に植栽しました。

特性評価

無花粉スギは花粉症対策としては極めて有効な苗ですが、将来の木材としての利用を考えれば成長や材質の評価が不可欠です。そのため、苗畑に植栽した原木の樹高や胸高直径を平成24年12月に測定するとともに、立木の材の強度を評価しました。また、花粉が形成されないことの再確認も行いました。

また、無花粉スギの原木からさし木によって各5～6本のクローン苗を育成し、平成25年3～4月に同育種場の別の苗畑にも植栽しました。これらのクローン苗についても、平成26年12月に樹高と胸高直径の測定、平成27年8月に応力波伝播速度の測定を行い、それぞれ精英樹系の対照木と比較しました。平成28年11月にはクローン苗から採穂したさし木の発根性、平成30年1月には、雄花に花粉が無いことも確認しました。

これらの結果から、本評価対象系統が無花粉であること、対照木よりも樹高や胸高直径が上回ること、さし木発根性や材質に問題がないことが確認できました。

品種認定

林業用種苗として、精英樹と同等以上の特性を有することが確認できたため、平成30年1月に国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合

研究所林木育種センターが設置する「優良品種・技術評価委員会」に花粉症対策品種としての申請を行いました。静岡県精英樹と神奈川県精英樹の交配によって作出したため、品種名は「静神不稔1号」（しずかみふねいちごう）としました。その結果、同年2月に基準を満たすものとして優良品種に認定されました。同委員会による無花粉スギの優良品種認定としては、林木育種センターが開発した爽春（そうしゅん）、林育不稔1号、スギ三重不稔（関西）1号に続くものです。

新たな品種開発と申請

静神不稔1号以外にも優良な無花粉スギ個体があり、現在進行しているイノベーション創出強化研究推進事業「革新的技術による無花粉スギ・ヒノキ苗木生産の効率化・省力化と無花粉品種の拡大」（生研支援センター、平成29～31年度）の中で、東京都、神奈川県、富山県、林木育種センターの協力を得て、平成30年11月に別の個体の品種申請を行いました。静神不稔1号に勝るとも劣らない特性を有しているため、優良品種としての認定が期待が持されます。さらに、遺伝的な多様性を確保する目的で、富士1号などの優れた第一



▲静神不稔1号
植栽5年後 樹高4.7m

世代精英樹と富山県の無花粉スギのF₁系統（遺伝子型Aa）に大井7号を交配した新たな系統の評価にも取り組んでいます。このうち、浜松市の山林に植栽した系統の中には、花粉が認められず、対照とした精英樹以上の成長を示すクローンがあり、今後は材の強度等を調査していく予定です。

これらの無花粉スギ新品種は林業と花粉症対策に貢献できると考えられます。

本部情報

防災・減災対策の強化に向けた 治山施設の点検調査

山林協会の通常業務の一部を紹介します。

想定外の災害

近年、想定外と言われる豪雨や地震、台風など、自然災害の発生が多発傾向にあり、雨の降り方や地震の発生など、自然災害は今までとは違うステージに入ってきていると言われています。今や、想定外の災害であったから…などと言いつのどきな状況となっています。

とりわけ2018年は、平成最悪と言われる年でありました。7月には広島・岡山など西日本を中心とした豪雨、9月には北海道胆振東部地震など大規模な山地災害が発生し、多くの生命、財産が失われました。

このような、大規模災害が多発傾向にある今日、私たちは日ごろから、身近にある溪流や危険箇所などの状態を確認しておき、いざという時には、災害から身を守る備えをしておくことが大切です。

治山施設の点検調査

このような中、静岡県では毎年、雨季前の「治山パトロール」や日常業務の中で治山施設の状況把握に努めています。県内に設置された治山ダム等の施設は、何万基と膨大な



▲治山ダムの堤名板の確認

数になり、全てを県が常に管理し続けることは難しい状況にあります。また、台風や豪雨、経年変化により、施設や機能の劣化も予想されるため、山林協会は、平成10年度から静岡県から調査を受託して、人家など保全対象に近い溪流を優先的に、治山施設の点検を行っています。

点検調査から見る施設

点検調査は、施設管理図等から調査溪流や支流を探し、目的の施設を見つけ出すため、地図を読む能力と異常を感知し対応策を提案する、高い知識と技術が必要です。

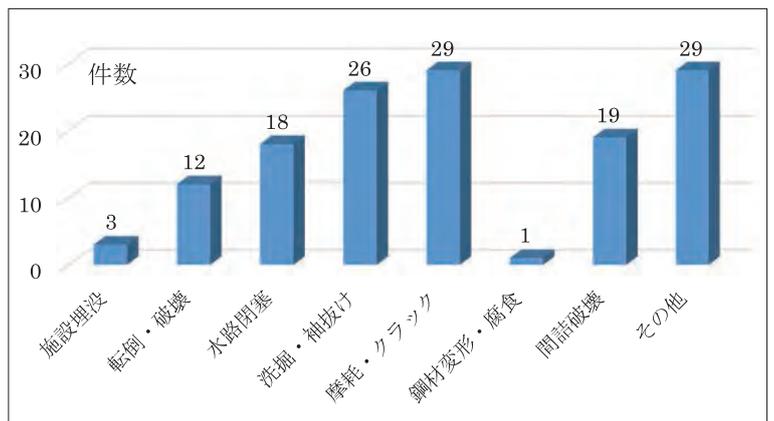
また、大変体力のいる仕事でもあります。調査員は調査道具（施設管理図、調査野帳、カメラ、GPS、鉋鋸、熊鈴など）を身に付け、両手にポール2本と堤名板の汚れを落とすデッキブラシを握った状態で、滑りやすい岩や泥濘、藪漕ぎをしながら全身を使って沢を登り、堰堤を乗り越え、一基一基を確認していきます。

時には、蛭に噛まれたり、イノシシがさっきまでドロンコ遊びをしていた場所に出くわしたりもします。

大汗をかきながら、昨年度は



▲治山ダムの洗堀状況調査



▲図-1 治山施設の異常の状況（平成29年度調査）

231溪流、945基の治山ダム等を調査しました。

ほとんどの施設に異常はありませんでしたが、一部施設で洗堀やクラック、放水路の閉塞などが見受けられました。調査結果(図-1)は今後、県の施設管理計画に活用されます。

終わりに

調査対象地は草木に覆われていることから、ドローンの利用も困難です。調査は、治山技術の知識と経験、静岡県の地形・地質を熟知した、県職OBの方々の方々の力も借り、見えない所で県民の安心・安全を願いながら、今年も県内各地で治山施設調査を行っています。

このように縁の下の力持ち的な仕事もやっている山林協会です。

今後も皆様のご理解、ご協力をお願いします。